# Intellectual The Tokyo Foundation Cabinet No. 15

インテレクチュアル・キャビネット september ○ ● 1999

特集●21世紀の財政を考える「

# [国家財政] 財政破綻を阻止せよ

### 吉田和男

不況からの脱出は重要な課題だが、 安易な財政赤字拡大はマクロ経済にリスクを内包させ、 財政構造を歪めることになる。

# [社会保障財政] 10年遅れの改革論議

### 木村陽子

80年代後半以降の先進諸国の動向と比較すると、 日本は改革論議でも現実の政策においても 10年の遅れがある。

## [地方財政] 発生主義会計が「カギ」

### 小西砂千夫

地方自治体の国への依存を厳しくただし、 発生主義会計を取り入れて債務償還能力を担保するような 財政規律を守るシステムの確立が求められている。

### [Intellectual Cabinet]とは

『Intellectual Cabinet』は政策問題を議論するニューズレターです。ハイレベルの政策研究者が客観的な立場で政策イシューを斬り、建設的で知的水準の高い議論を提供することを目的としています。また、健全で

建設的な政策論争を喚起するとともに、斬新な切り口で新しい政策提言を行なうことにより、日本の多元的な政策プロセスづくりに貢献することをめざしています。 (毎月1日・15日発行) Intellectual Cabinet No. 15



1999.9.15

# 財政破綻を阻止せよ

吉田和男京都大学大学院経済学研究科教授

よしだ・かずお

[平成 12 年度予算概算要求額] 83 兆 5400 億円 平成12年度予算の概算要求が行なわれた。概算要求総額は83兆5400億円で、今後の査定を経ても大差はなく、いわゆる積極予算が組まれることになる。さらに平成11年度予算における補正予算が組まれることが想定されており、これと合わせて「15カ月予算」とすることとされ、実質的には概算要求を上回る予算規模となる。ここでの最大の問題は、いうまでもなく巨額の国債発行に依存せざるをえないことである。

### 国債発行は「後世代負担」であり 負担をどこまで消化できるのか、考えるだけでも恐ろしい

平成11年度予算での国債発行は30兆円と巨大なものであったが、平成12年度予算でも増税を行なう予定はないので、さらに大きな国債発行がなされることになる。地方政府の債務を含めた政府債務残高は平成11年度末で600兆円(GDPの120%)を超えることが予想されているが、平成12年度でも補正を加えてさらに大量の国債発行となるため、この値はさらに増嵩する。国債発行はいうまでもなく、「後世代負担」であり、果たしてこの「負担」をどこまで消化できるのか、考えるだけでも恐ろしい気がする。

さらに、大きな問題はマクロ経済政策との関連である。現在、ゼロ金利政策が行なわれているために、これだけ大量の国債発行が行なわれても、何とか国債の相場は維持されている。しかし、景気が本格回復過程に入れば、いずれ政策転換が余儀なくされる。となると、国債相場の崩壊が起こる可能性もないわけではない。一方で、円高傾向がインフレ抑制、金利上昇抑制要因になり、相場を支えることになるが、「綱渡り経済」が生まれることを覚悟しておかなければならない。

また、近年の財政運営を受けて、国債費が増加しており、20兆円を超えることが予定されている。このために、これだけの財政規模でありながら概算要求でも一般歳出は47兆6100億円に留まることになる。21世紀の高齢化社会への調整に、財政は本格的な改革が求められているが、その軸になるべき社会保障改革は進んでおらず、むしろ介護など財政負担を拡大する方向にある。

公共投資は現在、雇用の確保のために伸びきった状況を続けているが、いずれ削減しなければならない。拡大してしまった公共投資分野の雇用を維持するために公共投資を続けるような状況からどう脱却するのか。さらに、地方交付税も15%増額して地方公共団体を支えることとしているが、これは崩壊状況にある地方財政の根本的改革の先延しにほかならない。「地方分権」といいながら中央からの資金移転を拡大しているのは、まさに21世紀日本の展望を失っている象徴である。

### 安易な財政赤字拡大はマクロ経済にリスクを内包し 財政構造を歪めることになる

一方、税制では平成11年度税制改正で所得税・法人税減税を行なった。税率の引き下げ自体は日本経済のために必要であるが、このために生じた10兆円近い「穴」が大問題となる。この状況の下で、平成12年度には、確定拠出型年金、土地流動化減税、ベンチャー税制、相続税減税など「減収」政策が並んでいる。すでに、相続税減税は小渕氏の公約となっており、ますます「穴」は拡大することになる。

### [国債費]

国の一般会計の歳出項目の1つで、90年代以降、社会保障関係費、地方交付税交付金と並んで、一般会計歳出における上位3項目の1つとなっている。平成12年度予算概算要求の約4分の1(20兆円)に達する見込み。

### [一般歳出]

国の一般会計歳出のうち、義務的 経費である国債費と地方交付税交 付金を除いた額で、政策的経費に あたる部分。(『経済辞典』有斐閣)

### 現下の不況から脱出することは重要な問題だが、

### 所得税・法人税減税の結果として生じた 10 兆円以上の「穴」があいている現在、 安易な財政赤字拡大はマクロ経済にリスクを内包させることになり、

財政構造を歪めることになる。

\*吉田和男『破綻する日本財政』大 蔵財務協会、を参照。

[R.W. レーガン] 第40代米国大統領。在職 1981 ~ 89 年。

[エドモンド・バーク] 1729~97年。イギリスの保守主 義思想家・政治家。王権の制限、議 会・政党政治の確立につとめ、 「バークの改革」として知られる。 啓蒙的合理主義批判を生涯の課題 とし、名誉革命に象徴されるイギ リスの政治的伝統を無条件に擁護 し、部分的改良を除くすべての変 革を否定した、近代的保守主義の 先駆者。(『コンサイス外国人名辞 典』三省堂) もし、マクロ経済的に財政赤字が壁にぶつかることになれば、矛盾が一気に吹き出すことになる。これは、カナダやニュージーランドでも経験済みのことで、アメリカは財政再建の努力を行なうことでこれを回避し、現在の経済発展を享受することになった。

筆者が住生総研の霧島和孝氏と共同で平成8年度予算をベースに行なった計算では、改革が行なわれないと2010年頃に破綻に向かうことが示されている\*。すでに、財政改革を放棄し、税制で大きな穴をあけているので、この時期はもっと早くなる。すべてが破綻状態となって、財政を一気に改革することは、ある意味で政治的には容易かもしれないが、それが引き起こす悲惨さはどうしようにもない。確かに、現下の景気の問題は重要であるが、安易に財政赤字を拡大することはマクロ経済にリスクを内包することになり、財政構造を歪めることに十分留意する必要がある。

"孫名義のクレジット・カード"を偽造して飲み明かすようなことは 民主主義社会であってはならないことだ

かつてレーガン元米大統領は就任演説で次のように述べた。「米国が抱える経済問題の最大の原因は、政府自身である。連邦政府は課税、支出、規制、金融政策の実施にさいし、つかの間の短期目標を追いかけて、長期的な成長及び物価の安定を犠牲にしてきた。なかでも過剰な財政支出とあまりにも調整的な金融政策が一緒になって、インフレ持続の環境を作り上げてきたということができる。インフレはそれ自体成長見通しを暗くする材料になる。」

日本経済は貯蓄率が高く、しかもバブル後遺症が大きいために、まだまだ大丈夫という考えもある。需要不足が現下の問題であるから、ともかく総需要拡大を行なえばよいのであり、問題が起こったら政策転換を行なえばよいというのが積極派の考えであろう。しかしこれまでの経験でわかったことは、現実の経済は政策に線形的に反応するのではなく、突然大きな変化を示し、政策の変更も政治的に容易ではないということである。一般に、経済破綻は実物面で起こる前に金融面で大きな変化を起こす。すなわち、人々の予測が経済を動かすのであり、これがただちに現れるのは金融である。金融の動向に

エドモンド・バークは「害悪をあらゆる時代にわたって緩和するために、どれほど政治が貢献してきたのか、どれほどわれわれの人為的技術がわれわれの国家構造上の疾病を治癒してきたのか、それがどんな技術によって治癒しえないような新しい疾病を持ち込まなかったか」と操作主義を批判している。

はさらに注目が必要になってくる。

民主主義の原則は短期的な国民の要求に応えるだけでなく、政治家のリーダーシップによって長期的な展望を切り拓くことである。そして、その基礎は「道徳的小心さ」であることを忘れてはならない。国債発行は、選挙権のない後世代に負担を押しつけるものであり、仮に必要な場合でも「大きな反省と小心さ」をもって実行すべきことである。国家レベルで"孫名義のクレジット・カード"を偽造して飲み明かすようなことは、民主主義社会であってはならないことである。

Intellectual Cabinet No. 15



1999.9.15

# 10年遅れの改革論議

木村陽子 奈良女子大学生活環境学部助教授

きむら・ようこ

先進諸国では、社会保障財政は大きな変革期にある。第2次世界大戦の豊かな経済成長に支えられて、1970年前半には年金、医療といった社会保障制度の適用範囲が拡大し、給付水準も大幅に向上した。けれども、1970年代後半から80年代前半にかけて、長期にわたる経済停滞や高齢化を背景に歳出抑制策や負担の引き上げが講じられるようになったが、効果はそれほどあがらず社会保障給付費の国民所得に占める割合が毎年、上昇し続けている。

社会保障給付費の63%は高齢者にかかわるものであり高齢化の進展とともに給付費はますます増大する

国立社会保障・人口問題研究所によると、社会保障給付費の対国民所得比は1993年度で日本15.2%(1996年度17.2%)、イギリス27.2%、ドイツ33.3%、スウェーデン53.4%であり、G 7諸国の純年金債務を対GDP比で示すと、1993年ではイギリス186%、ドイツ160%、日本200%である(OECDによる)。将来にかけて財政の健全性には大きな危惧がある。日本の社会保障給付費は1996年度で67.5兆円、内訳は年金が35兆円、医療費が25兆円、福祉その他が7.5兆円である。社会保障給付費のうち63%は高齢者にかかわるものであり、現行制度のままでは、給付費は高齢化の進展とともにますます増大することを示している。

先進諸国の社会保障構造改革論は これまでとは異なった様相を呈するようになった

興味深いことに、1980年代後半から1990年代を通じて、先進諸国の社会保障構造改革論はそれまでとは異なった様相を呈するようになった。それまでの議論や実施された制度改革は軌道修正型のものが多かった。すなわち、年金支給開始年齢の引き上げなどを実施して社会保障給付水準を引き下げる一方で、社会保険料や税の引き上げ、患者の一部負担の引き上げなどを実施して負担水準を引き上げる、といったものである。言い換えれば、「量入制出」ではなく「出るを制して入るを量る」ものであった。

しかし、現在の議論では、制度のよって立つ原則そのものを変えたり、新しくルールを設定する動きが出ている。年金制度が乗り越えなければならない問題が深刻になる一方で、何が問題の核心であるかが明らかになってきたからである。それらは、第1は、高齢化のリスクをどのように各世代が担うのか、第2に、経済成長の成果をどのように各世代で分け合うのか、第3に、経済の活力を維持するには、何をタックスベースにして、負担をどの程度にするのか、第4に所得の低い層にどう配慮するのか、等である。

保険原理と所得再分配を分離する動きや 公的年金の役割を縮小する動きがある

社会保障給付費のうち最も規模が大きい年金について着目すると、次のような動きが 出ている。

第1の動きは、保険原理と所得再分配の分離である。たとえば、スウェーデンでは1999 年1月に年金改革が実施されたが、旧制度では国民全体を対象とした基礎年金と報酬比 例部分の付加年金との2階建であったものを、新制度では報酬比例部分の国民老齢年金

[社会保障給付費の対国民所得比 (1993年度)]

日本 15.2%、イギリス 27.2%、ドイツ33.3%、スウェーデン53.4%。 [純年金債務の対GDP比(1993年)] イギリス186%、ドイツ160%、日本 200%

[日本の社会保障給付費(1996年度)] 67.5 兆円。年金35 兆円、医療費 25 兆円、福祉その他7.5 兆円。

[社会保障構造改革論議の焦点] ①高齢化のリスクの各世代間負担 ②経済成長の成果の各世代間分配 ③経済の活力維持と税負担 ④低所得層への配慮方法

[保険原理と所得再分配の分離]

■スウェーデン:年金改革(1999年1月)

2 階建て→1 階建て 低所得層には所得調査つきで保 障基礎年金を支給 21 世紀を目前にして社会保障構造改革のスケジュールは詰まっているが、 1999 年の年金制度改正案は構造改革ではなく、これまでどおりの軌道修正型である。 80 年代後半以降の先進諸国の動向と比較すると、

日本は改革論議でも現実の政策においても 10年の遅れがある。

の1階建の年金とし、所得の低い者については所得調査つきで保障基礎年金を支給する ことにした。報酬比例部分の年金に所得再分配は組み込まれず、国民保証年金は国庫で 負担される。

イギリス:新年金制度(21世紀初頭導入)2階建部分の報酬比例分廃止 低所得者層には「第2国営年金」

確定拠出型の個人年金制度の設立

「公的年金の役割の縮小」

第2の動きは、公的年金の役割の縮小である。たとえば、イギリスもわが国と同じく 2 階建年金であるが、1998年12月に出版された年金改革のグリーン・ペーパー(A new contract for welfare; Partnership in Pensions)では21世紀初頭には導入されると思われる新年金制度が記されている。新年金制度では、2 階建部分の報酬比例分が廃止される。したがってわが国の厚生年金基金のモデルとなった適用除外制度はなくなる。代わって、低所得者層に配慮して、低所得者層を有利に扱う制度(「第2 国営年金」)をつくることになった。また職業にかかわらず、中所得層を対象とした任意加入で確定拠出型の個人年金制度(Stakeholdre Pension)を設立することになった。この個人年金は、政府が手数料を制限し、最低保険料等を設定するが、運営を民間に任せる。

保険料率の引き上げを抑制し 各世代が負う高齢化リスクのルール化の動きもある

第3の動きは、保険料率の引き上げの抑制である。ドイツでは1998年には付加価値税の1%が年金財源に回されることになった。ドイツやフランスのように政府から独立した社会保険基金を中心に社会保険を運営してきた国についても、もはや社会保険料の引き上げには、労働費用を引き上げるとして抵抗が強くなったのである。スウェーデンの改革でも保険料率は18.5%(16.5%は賦課方式で運営され、2%は積立方式で運営される)に設定されて、将来的にも動かない見込みである。

第4の動きは、各世代が負う高齢化のリスクをルール化することである。たとえば、スウェーデンでは、各世代の年金額は、拠出した保険料に経済成長率と利子率を稼いだ部分が加わった総蓄積額を各世代の平均余命で除したものである。また、ドイツでは、1999年改革で、1992年に導入された可処分所得スライド方式を修正し、平均余命の伸びの半分をスライド率の減少に反映させることとした。

社会保障構造改革は橋本内閣の6大改革の一つであった。21世紀を目前にして、1997年以降、医療保険・老人保健制度の改正、1998年の社会福祉構造改革、1999年の年金制度改革、2000年の介護保険導入とスケジュールが詰まっている。しかし、1999年の年金制度改正案を見ても構造改革とはほど遠いといわざるをえない。その内容は、現行制度では2025年に34%に達する保険料率を、給付額を2割削減することによって26%(年収比20%)に引き下げるための方策が示されるにとどまり、これまでどおりの軌道修正型である。世代間の公平等を図らなければ、依然として26%という数値は合意を得ることは難しい「高さ」であることは明らかである。おまけに、医療保険改革では1997年に導入された薬剤費の一部負担をみなおす動きまである。80年代後半以降の先進諸国の動向と比較するとわが国は改革論議においても現実の政策においても、少なくとも10年の遅れがあるのではないか、と思う。

#### [保険料率引き上げの抑制]

- ドイツ:付加価値税の1%が年金財源(1998年)
- スウェーデン:保険料率は18.5%(16.5%は賦課方式、2%は積立方式)

[各世代間の高齢化リスクのルール化]

■スウェーデン:各世代の年金額

=総蓄積額・各世代の平均余命

■ドイツ:可処分所得スライド方

式を修正

Intellectual Cabinet No. 15



1999.9.15

# 発生主義会計が「カギ」

小 市 砂 千 夫 関西学院大学大学院経済学研究科/產業研究所教授

こにし・さちお

地方財政制度を分権時代に備えて強化し、改革するのには2つのステップを踏んでいかなければならない。まずは、現行制度のもとで地方自治体の国への依存を厳しくただし、財政規律が働くような仕掛けを導入していくこと、その次に、地方が国への依存をなくした場合に、財政規律を守るためのシステムを確立することだ。そのシステムとは、基本的に発生主義会計を取り入れて債務償還能力を担保することである。これは地方自治体だけでなく、いま国にとって急ぎ導入すべきシステムでもある。

現行の地方財政制度は

地方自治体の国への依存体質を作るばかりだ

地方財政の危機的状況が続いている。来年度予算編成の時期になりながら、このままでは予算が組めないという声もよく聞こえてくる。今年度の地方交付税の配分では、本来税源の豊かな大都市圏の府県に手厚くなっている。そもそも職員配置が多く、サービス水準が高く設定されている大都市圏の自治体の税収低下を、交付税の増額で補塡するのは制度の趣旨を逸脱している。地方交付税は、本当の意味でのナショナル・ミニマムの確保に限定し、交付額を引き下げなければ意味をなさない。

事務事業の科学的手法による評価が、財政支出の適正化の切り札のようにいわれているが、自治体の財政担当者は事業評価などしなくても、本当は何が無駄な支出かはわかっている。財政課が切りたくても、広い意味での政治が妨害するのだ。問題は、財政課の査定能力ではなく、自治体の予算編成の意思決定プロセスにある。

地方財政法第13条1項には「法律又は政令に基いてあらたな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない」とあり、地方の財源を国が責任を持って手当することになっている。地方交付税とはまさにそうした制度であり、国が必要な財源がいくらであるかを見積もって、税制も国がデザインし、歳入必要額を国が大枠で手当する仕組みだ。

財政とは、「量入制出」(入るを量って出ずるを制すること)であるが、地方財政は「出」も「入」も国が量っているのであるから、酷な言い方をすれば財政ですらない。いわば、学生が仕送りをしてもらっていて、その範囲でちゃんとしなさいと両親から命じられているようなものだ。たとえば、大阪府が予算が組めないのは、内情としては理解できる点も多々あるが、結果だけをみて評価すれば、親元の過分の仕送りが人並みに切り下げられたとたん、贅沢に慣れきった子どもがこれでは暮らせんと音を上げているに等しい。

地方財政危機の原因は自治体の無責任体制であり 刹那主義的な予算編成の結果だ

最近の地方分権にともなう地方の歳入面での改革では、地方債の許可制の事前協議制への変更や、法定普通税・目的税の要件緩和が決まったが、筆者にいわせればそれは分権のつまみ食いである。そもそも地方債の最大の引き受け手が国であるのに、許可制をはずすとはどういうことか、地方交付税で財源を手厚く保障されていながら、法定外普通税・目的税を緩和する積極的理由がどこまであるか。それらの一連の改革は、地方交付税の縮小と地方税の改革の次に本来は来るべきものだ。

[ナショナル・ミニマム] 国家が広く国民全体に対して保障 すべき必要最低限の生活水準(『ハ イブリット新辞林』三省堂)

### [地方財政法第13条1項]

「地方公共団体、地方公共団体の機関又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基いてあらたな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。」

#### [量入制出]

入るを量って出ずるを制する。古 代中国の周時代末期から秦・漢時 代の儒者の言葉を集めた書『礼記』 にある言葉。

### 現行制度のもとで地方自治体の国への依存を厳しくただし、 財政規律が働くような仕掛けを導入し、

発生主義会計を取り入れて債務償還能力を担保するような 財政規律を守るためのシステムを確立することが求められている。

地方財政とは、入ってくるべき現金をどう使うかということに尽きる。自分で調達できる部分は限定されているからだ。所定の歳入額を責任を持って使い切るためには、首長と三役、部長や局長の現場の責任者が一堂に会して、政策論議を大いに闘わしながら、予算のぶんどり合戦をやればいい。最終的な配分比率をそこで決めさえすれば、何ら問題は生じない。それがなぜできないのか、多くの自治体が縦割りで政策を発想しており、現場責任者に当事者能力と責任意識がないからだ。三重県などの行革先進自治体は、ようやくそれができるだけの意識改革を起こしはじめている。

自治体は予算編成が現金主義だから、将来の財政負担を先送りしてしまうという批判があるが、それはあまり的を射ていない。現行の制度では国が用意した制度で確保される現金をいかに使うかが財政問題のすべてであり、自分で償還能力を勘案して資金調達をしているのではない。自治体の予算が危機に瀕しているのは、将来のことは国が面倒見てくれるだろうからと、刹那主義で予算を組むからだ。将来の財政負担を勘案することは、いまの制度の下でもやる気があればできるし、一部ではできている。

# 本格的な分権時代になれば発生主義会計で財政規律を自己管理すべき

地方分権がすすみ、地方財政が国の庇護から離れて自立する場合には、自分で地方債の債務償還能力を担保するような財政運営を行なう必要がある。そのときには、発生主義会計で債務償還の能力を定義して、それと債務残高を比較しなければならない。

現金主義の財政では、歳入=税・税外収入+公債収入=歳出=経常サービス+建設投資+公債費(元本償還+利払い)となる。これを発生主義に変えると、収入=税・税外収入=費用=経常サービス+減価償却+公債費・利払い+当期利益(建設財源+経常余剰)になる。また、建設投資ための資金収支を勘案すれば、建設支出=建設投資+公債費・元本償還=建設資金=建設財源+公債収入、となる。企業会計の場合には、これに貸借対照表が加わって、当期利益が黒か赤かだけでなく、資産と負債のバランスに注目する。その差額である純資産額が、いわばその企業の価値となる。一部では誤解があるようだが、実は自治体にとって資産と債務の比較はほとんど意味がない。自治体の資産は原則的に現金化できず負債と相殺できないからだ。

自治体が負債と考量すべき真の資産とは課税権である。つまり毎年の税収で負債を返済できるかである。これは個人がローンを組む場合に、年収の5倍以上だと苦しいとか、返済額が毎月の手取りの2割を超えるとしんどいというのと同じだ。

発生主義会計で表される当期利益こそ、負債を償還する唯一の財源である。当期利益を金利で割ることで資産として評価し、それと債務残高を比較すれば、自治体の債務償還能力を判断することができる。つまり地方財政が自立的に運営されるとは、一定の当期純利益を確保するように、増税したり歳出を抑制し、債務償還能力を保つことだ。それを最終目標に、自治体は財政規律を自ら獲得するよう努力を重ねてほしい。

### [発生主義]

●現金主義の財政

期間損益計算上、収益および費用を それらが関わる経済価値の増加お よび減少の事実に基づいて認識す る基準をいう(『経済辞典』有斐閣)。

歳入=税・税外収入+公債収入 =歳出=経常サービス+建設投 資+公債費(元本償還+利払い) ●発生主義の財政

収入=税・税外収入=費用=経 常サービス+減価償却+公債 費・利払い+当期利益(建設財 源+経常余剰)

### 政策分析レヴュー

# アメリカにおける福祉改革の成功

▶ メリカ政府はこの8月、3年来の福祉改革に成功した と発表し、独立した立場でこの改革の評価を続けてい る米民間シンクタンクのアーバン・インスティテュートもこれ を支持した(『ワシントン・ポスト』 8月4日付)。

この改革は1996年の「個人責任と就業機会調和法 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996, PRWORA)」によるもので、近年の新連邦主義すなわち「小さ な政府 | と「地方分権・地方委譲 (デボルーション) | を実際 に具体化した結果であるといえる。つまり、60年あまりの歴 史を経てアメリカの福祉行政は、自立自助こそがアメリカの基 本理念であり、福祉は必要な者に資金給付するという援助では なく、労働し就業する能力を付与するための援助であるべきだ という考えを示したのである。そして家族や個人が福祉から "卒業"して自立できるように雇用就業の機会を整え、そのた めに必要な職業訓練や託児サービスを提供することは州政府と 地方政府の責任であるとした。

改革の柱は旧来の要扶養児童家族扶助制度 (AFDC) を要家 族臨時扶助制度 (TANF) に置き換え、連邦政府の複数の省庁 が個別に行なってきた福祉事業を、まとめて一括補助金(ブ ロックグラント)として各州に配分し、州政府の自由裁量に任 せたことにある。また現金給付は受益者の生涯中、5年を超え

ることはできないという年限を定めた。これを実施したことで 取り扱い件数はこの3年で約半分に減り、実際の就業率は35 %となった。なお、ブロックグラントには総額40億ドルの残 余があると考えられる。

この改革法の決定まで3年余にわたって上下院では延べ600 人の政府・非政府の政策立案機関をはじめ、政策に関わるあら ゆる領域からの証人が8000ページにわたる証言を行なうなど、 さまざまな場で福祉政策論争が展開された。そして施行後は アーバン・インスティテュートを中心にその政策を分析し、評 価するという大々的な試みが民間財団の資金によって進められ

福祉改革は、ことに州政府の以前からの努力と経済の好調、 そして政策変更が相乗効果をもたらし、これが連邦政府の財政 健全化に少なからず影響を与えたといえる。しかし、実際には その成功の大半は好景気に支えられているという指摘もあり、 新連邦主義の考え方に基づく貧困と福祉に関する国のセーフ ティーネット整備というアメリカの長らく抱えていた課題が解 決されたと結論づけることはできない。基本的な政策理念の検 証と成果に対する長期的な評価作業はまだ途上にある。

> 【政策研究者海外ネットワーク】 上野真城子 (アーバン・インスティテュート)

### Intellectual Cabinet BOARD

●リーダー

●サブリーダー

●メンバー (50 音順)

香西 泰

島田晴雄

池尾和人

竹中平蔵

浅見泰司 岩田一政

浦田秀次郎

北岡伸一 清家 篤 榊原清則

田中明彦

中馬宏之 船橋洋一 吉田和男 若杉隆平

伊藤元重

大田弘子

篠原総一

田村次朗

本間正明

### エディトリアル・ノート

日本経済の停滞から人々の関心は景 気対策一辺倒になっているが、この間 にも財政の「病」は進行している。今 回は私が財政収支、小西氏が地方財政、 木村氏が社会保障について論じている が、その深刻さが浮き彫りにされたと 思う。

財政赤字をマクロ経済が許容する限

界についてこれまでも議論されてきた ところである。日本だけが例外である ことはなく、もうすでに破綻を回避で きない状況になっている。破綻時の悲 劇を緩和する手だてを準備しなければ ならない時期にきている。地方財政の 悪化は地方の中央依存体質を強めてお り、自治体の財政責任制度をいかにつ

くるかが議論されなければ地方分権で も何でもない。社会保障もかつては「誰 が負担するかしであったが、すでにこ のままでは「誰も負担できない」状況 に変化している。確かに政治的には厳 しいが、事態の深刻さに対してもっと 真剣に議論され、いち早い改革の実行 が望まれる。 (吉田和男)

### Intellectual Cabinet No.15

1999年9月15日発行

(毎月1日・15日発行)

本誌は日本財団の助成を得て発行されています。

© 1999 The Tokyo Foundation

#### 発行 東京財団研究事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル10階 TEL.03-3502-9438 FAX.03-3502-9439

URL: http://www.tkfd.or.jp

発行人 竹中平蔵

編集人 堀岡治男 編集協力 中田雅与

デザイン

山崎登 印刷 精文堂印刷株式会社